

和歌山大学観光学部規則

制 定 平成20年 3月21日
法人和歌山大学規程第 730号
最終改正 令和 8年 4月16日

(趣旨)

第1条 和歌山大学観光学部（以下「学部」という。）に関する事項は、和歌山大学学則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 学部は、「観光経営」・「地域再生」・「観光文化」という3つの基本領域の相互関係として観光学の学問体系の全体像を認識しつつ、このうちのいずれかの領域に主たる専門性（より深い教養）を発揮できる人材の育成を目的とする。

(学科)

第2条 学部に観光学科を置く。

(授業科目及び単位数)

第3条 学部が設ける授業科目及び単位数は、別に定める。

(臨時開設科目)

第4条 学部長は、教授会の議を経て、臨時に授業科目を設けることができる。

(授業)

第5条 授業は、講義、演習、実習、実験もしくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

第6条 (削除)

(卒業要件)

第7条 学生は、卒業するためには、学則第33条の規定に基づき4年以上在学し、別に定める履修方法により、124単位以上を修得しなければならない。

(受講登録)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに届け出なければならない。

第9条 (削除)

第10条 (削除)

(卒業判定)

第11条 卒業の判定は、教授会の議を経て学長が認定する。

(学位)

第12条 学則及び学位規程の定めるところにより学部において授与される学位は、学士（観光学）とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第845号）

この改正規則は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月5日一部改正：法人和歌山大学規程第1751号）

この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月18日一部改正：法人和歌山大学規程第2174号）

観光学部規則

- 1 この改正規則は、令和元年7月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年3月31日以前に入学した学生及び平成29年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2189号）

- 1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2949号）

この改正規則は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。